

VII. 関係法規

神戸市立小磯記念美術館条例（平成4年3月31日 条例第50号）

（設置）

第1条 美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に市民の利用に供し、その教養、調査研究等に資するために必要な事業を行うことを目的として、神戸市立小磯記念美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 美術館は、神戸市東灘区向洋町中5丁目7番地に置く。

（事業）

第3条 美術館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）美術品、美術に関する文献、複製等の資料（以下「美術館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。
- （2）美術館資料に関する専門的かつ技術的な調査研究を行うこと。
- （3）美術館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- （4）講演会、講習会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- （5）他の美術館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

（入館料等）

第4条 美術館に入館しようとする者は、別表に定める額の入館料を納付しなければならない。ただし、特別に展示を行う場合の入館料は、2,000円の範囲内で教育委員会が定める。

2 教育委員会は、美術館の入館について、定期券その他の教育委員会規則で定める特別入館券を発行することができる。

3 前項の特別入館券の料金は、4,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。

（入館料の納付）

第5条 入館料（前条第3項の料金を含む。次条、第7条及び第13条第1項第3号において同じ。）は、前納しなければならない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（入館料の減免）

第6条 教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

（入館料の返還）

第7条 既納の入館料は、返還しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（資料の特別利用）

第8条 美術館資料の熟覧、模写、撮影等をしようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会の許可を受けなければならない。

（施設の特別利用）

第9条 教育委員会は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるとき（教育委員会規則で定める特別の理由があるときに限る。）は、教育委員会規則で定めるところにより、美術館の一部の施設の使用を許可することができる。

2 前項の許可の対象となる施設については、教育委員会規則で定める。

3 第1項の許可に係る施設の使用料は、無料とする。

4 次に掲げる費用は、第1項の許可を受けた者の負担とする。

（1）第1項の許可に基づく使用に伴う電気、ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

（2）教育委員会が前号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

5 前項各号に掲げる費用について、電気等の設備を共同して使用することその他の事情により各使用者が使用した電気等の量が把握できないため、第1項の許可を受けた者の負担すべき費用の額が分からないときは、同項の許可を受けた者は、教育委員会が定めた基準により算定した金額を、前項各号に掲げる費用として負担するものとする。

（入館の制限等）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

（1）他人に迷惑をかけ、又は美術館の施設、設備、美術館資料等を汚損し、損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められる者

（2）美術館の管理上必要な指示に従わない者

（3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が支障があると認める者

（損害の賠償等）

第11条 入館者は、美術館の施設、設備、美術館資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又その損害を賠償しなければならない。

(美術館協議会)

第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、美術館に神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者その他教育委員会が適当であると認める者の中から教育委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、10人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第13条 教育委員会は、次に掲げる美術館の管理に関する業務を美術館の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による教育委員会の指定を受けたもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(1) 第3条に規定する事業に係る業務

(2) 美術館の利用及びその制限に関する業務

(3) 美術館の入館料の徴収、減額、免除及び返還に関する業務

(4) 美術館の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

2 教育委員会は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

3 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第6条、第8条、第9条及び第10条の規定の適用については、第6条中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、第8条中「教育委員会の」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者の」と、第9条第1項中「教育委員会は」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者は」と、同条第4項第2号及び第5項並びに第10条中「教育委員会」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」とする。

(施行細目の委任)

第14条 美術館の休館日及び開館時間その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成4年7月21日教委規則第2号により平成4年11月3日から施行)

附 則(平成16年7月20日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第56号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日条例第48号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日条例第59号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区分	入館料(1人1日につき)	
	個人利用	団体利用 (30人以上)
大学生	100円	50円
一般	200円	160円

備考

1 この表において「大学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等専門学校若しくは大学に在学する学生(高等専門学校にあっては、4年生及び5年生に限る。)又はこれらに準ずる者をいう。

2 この表において「一般」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校若しくは大学に在学する児童、生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者及び同法第1条に規定する小学校に就学するまでの者以外の者をいう。

神戸市立小磯記念美術館条例施行規則 (平成4年7月21日 教委規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立小磯記念美術館条例(平成4年3月条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 神戸市立小磯記念美術館(以下「館」という。)の休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)と重なる場合は、その日の翌日以降においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

(2) 休日の翌日。ただし、休日の翌日が土曜日、日曜日又は休日と重なる場合は除く。

(3) 年末年始(12月29日から1月3日まで)

2 教育長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館日を変更し、又は設けることができる。

(開館時間等)

第3条 開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。

2 教育長は、特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間及び入館時間を変更することができる。

(特別に展示を行う場合の入館料)

第4条 条例第4条第1項ただし書に規定する入館料は、その都度教育長が定める。

(特別入館券)

第5条 条例第4条第2項に規定する特別入館券は、次に掲げるものとする。

(1) 定期券

(2) 優待券

(3) 招待券

(4) 前売券

2 定期券は、次の表に掲げる定期入館料を納めた者に対して、発行するものとし、有効期限は、発行の日の属する月の翌月1日から1年を経過した日までとする。

区分	定期入館料
大学生	750円
一般	1,500円

備考

区分の適用については、定期券発行の日を基準とする。

3 教育長は、事業上特別の理由があると認める者に対して、無料で定期券を発行することができる。

4 定期券は、定期券に記名された者以外の者は、使用することができない。

5 前項に違反して使用された定期券は、館の係員がこれを直ちに回収し、無効とすることができる。

6 館の係員は、定期券を使って入館しようとする者が、定期券に記名された者であることを確認するため、証明書等の提示を求めることができる。

7 定期券は、再発行しない。ただし、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

8 優待券及び招待券は、教育長が事業上特別の理由があると認める者に対して、発行するものとし、その料金は無料とする。

9 前売券は、教育長が事業上必要があると認める場合に発行するものとし、その料金は、その都度教育長が定める。

(入館料の徴収)

第6条 入館料は、様式第1号による個人入館券又は様式第2号による団体入館券の発行により徴収する。

2 定期入館料は、様式第3号による定期券申込書に基づいて交付する様式第4号による定期券の発行により徴収する。

3 教育長は、特に必要と認めるときは、前2項に規定する入館券及び定期券に代えて別の様式を定め、これにより入館料を徴収することができる。

4 条例第5条ただし書に規定する教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の職員が公の目的で入館するとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体がその事業として入館するとき。

(3) 教育長が特に必要があると認めるとき。

(入館料の減免)

第7条 条例第6条に規定する特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、入館料を減額し、又は免除する。ただし、特別に展示を行う場合の入館料を減免するときの減免額は、その都度教育長が定める。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条に規定する医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき。 免除
- (2) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条に規定する一級若しくは二級の身体障害者又は療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に規定する一級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき。 免除
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために園児、児童、生徒又は学生を引率して入館するとき。 免除
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（助産施設及び乳児院を除く。）の職員及び職員を補助する者が教育上の目的のために児童を引率して入館するとき。 免除
- (5) 市内に居住する満65歳以上の者が入館するとき。 免除
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めるとき。 教育長が必要と認める額の減免（入館料の減免申請等）

第8条 入館料の減免を受けようとする者は、あらかじめ様式第5号による入館申込書兼入館料減免申請書を教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定により減免したときは、様式第6号による入館申込書兼入館料減免通知書を交付する。

3 前2項の規定は、前条第1号、第2号又は第5号に該当する者その他教育長が特に必要と認める者には適用しない。ただし、入館の際に、前条第1号に該当する者は同号に規定する手帳等を、前条第5号に該当する者は市内に居住する満65歳以上の者であることを証する書類を提示しなければならない。

(入館料の返還)

第9条 条例第7条に規定する特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 天災地変その他入館しようとする者の責めに帰すことのできない理由により入館できないとき。
- (2) 管理運営上の都合により入館できないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めるとき。

2 入館料の返還額については、教育長が別に定める。

(資料の特別利用の許可申請等)

第10条 条例第8条の規定に基づき、美術館資料（以下「資料」という。）の特別利用をしようとする者は、あらかじめ様式第7号による資料の特別利用許可申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 教育長は、前項の規定により資料の特別利用を許可したときは、様式第8号による資料の特別利用許可書を交付する。

3 資料の特別利用は、館内の所定の場所において館の係員の指示に従って行われなければならない。

4 他の美術館、図書館、研究所その他教育長が適当と認めるものは、前項の規定にかかわらず、資料の館外貸出しを受けることができる。

5 前項の規定による館外貸出しを受けようとする者は、あらかじめ様式第9号による館外貸出許可申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

6 前項の規定により許可したときは、様式第10号による館外貸出許可書を交付する。

7 教育長は、第1項及び第5項に規定する許可に必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の制限)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、資料の特別利用を許可しない。

- (1) 資料の特別利用によって資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 現に資料が展示されているとき。
- (3) 寄託された資料で寄託者の同意を得ていないとき。
- (4) 著作権者がある資料で、著作権者の同意を得ていないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が資料の特別利用をすることを不相当と認めるとき。

2 資料の館外貸出しの期間は、3月以内とする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 教育長は、館の都合により必要があるときは、資料の貸出期間中であっても当該資料の返還を求めることができる。

4 教育長は、資料の特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、資料の特別利用許可を取り消し、利用の停止又は返還を命じることができる。

(施設の特別利用)

第12条 条例第9条第1項に規定する特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 神戸市又は教育委員会が共催する事業に利用するとき。
- (2) 神戸市又は教育委員会を構成員とする実行委員会等が主催する事業に利用するとき。
- (3) その他教育長が特に認めるとき。

(対象施設)

第13条 条例第9条第2項の許可の対象となる施設は、次に掲げるものとする。

- (1) エントランス
- (2) 回廊
- (3) ロビー
- (4) 第1展示室
- (5) 第2展示室
- (6) 第3展示室
- (7) ハイビジョンギャラリー
- (8) 絵画学習室
- (9) 展示準備室
- (10) 写真撮影室
- (11) 研究室
- (12) 会議室

(施設の特別利用の許可申請等)

第14条 条例第9条の規定に基づき、施設の特別利用をしようとする者は、あらかじめ様式第11号による施設の特別利用許可申請書を教育長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可したときは、様式第12号による施設の特別利用許可書を交付する。

3 教育長は、必要があると認めるときは、第3条に定める開館時間外であっても、施設の特別利用を許可することができる。

4 教育長は、第1項に規定する許可に必要な条件を付すことができる。

(施設の特別利用の制限)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、施設の特別利用を許可しない。

- (1) 館の運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 当該施設が利用(準備及び撤収作業を含む。)されているとき。
- (3) 前号に掲げるもののほか、教育長が施設の特別利用をすることを不適当と認めるとき。

2 教育長は、館の都合により必要があると認めるときは、施設の特別利用を許可した場合であっても、当該施設の特別利用の停止を求めることができる。

3 教育長は、施設の特別利用の許可を受けた者が、許可条件に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるときは、施設の特別利用の許可を取り消し、利用の停止又は退去を命じることができる。

(損害の賠償等)

第16条 資料の特別利用の許可又は施設の特別利用の許可を受けた者は、館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育長に届け出てその指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(損傷の届出等)

第17条 入館者は、館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その旨を館の係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(入館者の遵守事項)

第18条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 展示資料に触れないこと。
- (2) 喫煙し、又は所定の場所以外において飲食し、若しくは火気を使用しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館の係員の指示に従うこと。

(販売行為等の禁止)

第19条 入館者は、館において、物品その他の物を販売し、又は金品の寄附募集等を行い、若しくは行わせてはならない。ただし、教育長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(協議会の会長及び副会長)

第20条 条例第12条に規定する神戸市立小磯記念美術館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、協議会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、協議会の議事その他の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（協議会の会議）

第21条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて小磯記念美術館長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（関係職員の出席等）

第22条 会長は、会議において関係職員の説明又は資料の提出を求めることができる。

- 2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。
（施行細目の委任）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成4年11月3日から施行する。

附 則（平成8年3月29日教委規則第15号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現に存する改正前の神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則、神戸市立幼稚園園則、神戸市立高等学校学則、神戸市立盲学校学則、神戸市立養護学校学則、神戸市立学校施設目的外使用規則、神戸市立博物館条例施行規則、神戸市立小磯記念美術館条例施行規則、神戸市立青少年科学館条例施行規則、神戸ポートアイランドホール条例施行規則、神戸市立自然の家条例施行規則及び神戸市伝統的建造物群保存地区に関する規則（以下「各規則」という。）の様式による免除許可申請書その他の書類（以下「書類等」という。）は、改正後の各規則の様式による書類等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則（平成19年3月23日教委規則第8号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成20年3月31日教委規則第14号）
この規則は、平成20年4月1日から施行する。
附 則（平成28年3月31日教委規則第10号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成30年3月30日教委規則第18号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。
附 則（平成30年12月28日教委規則第6号）
この規則は、平成31年1月1日から施行する。
附 則（平成31年3月29日教委規則第16号）
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

Ⅷ. 日 誌

平成31 (令和元)年 (2019)	5月18日	(土)	美術館再開セレモニー・再開記念コンサート開催、「小磯良平作品選Ⅰ—小磯芸術の流れ」開催(～6月30日)、国際博物館の日・無料開館
	19日	(日)	マンスリーコンサート
	6月8日	(土)	美術館大作戦1「豆本を作ろう」
	16日	(日)	マンスリーコンサート
	29日	(土)	美術館大作戦2「夢の美術館をつくろう」
	7月13日	(土)	特別展「神戸の暮らしをデザインする—小磯良平とグラフィックアート」 「小磯良平作品選Ⅱ」開催(～9月1日)
	15日	(月・祝)	関連講座「小磯良平発! 神戸の女性像—絵画に残る暮らしの匂い」(講師:高橋佳苗)
	21日	(日)	マンスリーコンサート
	23日	(火)	子供向け展覧会関連イベント「なぞとき&虹色カードミッション」開催(～8月27日※平日のみ)
	29日	(土)	美術館大作戦3「ステンドグラス風キラキラアート」
	8月3日	(土)	プレミアムナイト(大人向け模写体験イベント)
	18日	(日)	マンスリーコンサート
	27日	(火)	第24回小磯記念美術館協議会開催
	28日	(水)	兵庫県立神戸商業高等学校インターンシップ受け入れ(～8月30日)
	9月14日	(土)	コレクション企画展示「絵画のまなざしを感じて」、「小磯良平作品選Ⅲ」開催(～11月10日)、美術館大作戦4「絵が合体!?からくりアート」
	15日	(日)	関西文化の日・無料開館
	10月3日	(木)	マンスリーコンサート
	18日	(金)	KOBE観光の日・無料開館
	20日	(日)	第22回美術講座 第1回(講師:岡泰正)
	22日	(火)	マンスリーコンサート
	11月3日	(日)	即位礼正殿の日・無料開館
	10日	(日)	RICあそびば
	16日	(土)	関西文化の日・無料開館
	17日	(日)	特別展「黄昏の絵画たち—近代絵画に描かれた夕日・夕景」、「小磯良平作品選Ⅳ」開催(～令和2年1月26日)
	22日	(金)	マンスリーコンサート
	12月1日	(日)	第22回美術講座 第2回(講師:多田羅珠希)
	7日	(土)	関連講座「黒田清輝・藤島武二らの夕景表現—白馬会のあゆみとともに—」(講師:廣田生馬)
	14日	(土)	美術館大作戦5「クリスマスカード」
	15日	(土)	記念講演会「黄昏の絵画たち」(講師:柳原一徳氏)
	20日	(日)	マンスリーコンサート
22日	(金)	第22回美術講座 第3回(講師:金井紀子)	
1月12日	(日)	関連イベント「気象予報士と楽しむ—絵画の天気予報—」(講師:垂水千佳氏)	
17日	(金)	関連講座「夜景?それとも夕景?高橋由一《江堤》をめぐって」(講師:多田羅珠希)	
18日	(土)	第22回美術講座 第4回(講師:廣田生馬)	
19日	(土)	美術館大作戦6「夕焼けコレクション」	
2月6日	(日)	マンスリーコンサート	
15日	(木)	コレクション企画展示「人形を描く」、「小磯良平作品選Ⅴ」開催(～4月5日)※感染症対策のため、3月2日～3月16日まで臨時休館	
16日	(土)	美術館大作戦7「人形を描こう」	
21日	(日)	マンスリーコンサート	
	(金)	第22回美術講座 第5回(講師:塚原晃)	

※3月のマンスリーコンサート、美術館大作戦8、美術講座第6回は感染症対策のため中止

Ⅷ. 建設設備概要

室別面積表 (単位: m²)

■展示部門		
・展示室 1		319.4
・展示室 2		283.8
・展示室 3		324.0
・展示準備室		96.7
・アトリエ		94.0
■教育普及部門		
・ハイビジョンギャラリー		78.3
・絵画学習室		90.1
■保管部門		
・収蔵庫		216.7
・収蔵庫前室		56.9
・荷解場		36.6
・搬入庫		43.4
・仮置場		90.8
・倉庫 1		52.4
・倉庫 2		47.0
・倉庫 3		11.6
・倉庫 4		7.8
・文献資料室		96.8
■研究部門		
・研究室		44.1
・写真撮影室		45.8
・暗室		3.9
・会議室		50.3
■管理・一般部門		
・事務室		55.8
・館長室		40.6
・副館長室		21.0
・守衛室		21.2
・喫茶室		81.5
・風除室		24.5
・ロビー		121.2
・回廊・エントランス		467.7
・搬入ヤード		450.2
・設備・機械室		305.0
・その他		291.7
■合計		3,970.8

部門別面積表 (単位: m²)

■展示部門			1,117.9
	1F		1095.4
	2F		22.5
■教育普及部門			168.4
	1F		78.3
	2F		90.1
■保管部門			660.0
	1F		613.0
	2F		47.0
■研究部門			144.1
	1F		144.1
■管理・一般部門			1,880.4
	1F		1517.2
	2F		363.2
■合計			3,970.8
	内訳	1F	3,448.0
		2F	522.8

■建設概要

- 所在地 神戸市東灘区向洋町中5丁目7 (六甲アイランド公園内)
- 敷地面積 33,041.01m²
- 建築面積 1,516.12m²

●内部仕上げ

<玄関ホール、回廊>

床: 花崗岩ジェットパーナー仕上、一部本磨き
 壁: 釉薬タイル(4丁掛)、花崗岩ジェットパーナー仕上
 天井: 天然木化粧シート張(ナラ)
 回廊周リガラス: 紫外線防止フィルム入り合わせガラス(8+8)

<展示室1・2・3>

床: カーベツト敷、t=7mm、ボーダー花崗岩本磨き
 壁: クロス張
 天井: クロス張

<ハイビジョンギャラリー>

床: タイルカーベツト、t=7mm
 壁: 天然木化粧シート張(ナラ)
 天井: ロックウール化粧吸音板、EP塗装

<収蔵庫>

床: フナフローリング t=18mm、合板 t=12mm、垂鉛鉄板 t=0.3下地
 壁: 特殊木質系調湿繊維板、t=25mm
 天井: 天然木化粧板、単板張(セン)

<ロビー>

床: タイルカーベツト、t=7mm
 壁・天井: 天然木化粧シート張(ナラ)

<喫茶室>

床: ナラフローリング、花崗岩ジェットパーナー仕上
 壁: プラスター塗
 天井: 天然木化粧シート張(ナラ)

<構造>

主体構造: 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート、
 展示室屋根 BOX型PC桁敷設

基礎: SC、PHC杭基礎

●外部仕上げ

屋根: 平瓦葺(いぶし銀)
 軒先: ステンレスフッ素樹脂塗料焼付塗装 t=0.4 一文字葺
 外壁: 釉薬タイル(4丁掛)、ふくりん目地
 花崗岩ジェットパーナー仕上
 建具: ステンレス製フッ素樹脂塗料焼付塗装

●延床面積 3,970.81m²

●構造規模 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
 地上2階

●工期 平成2年11月~平成4年3月

●建築設計・監理 神戸市住宅局営繕部
 株式会社徳岡昌克建築設計事務所

●施工

建築工事: 竹中・銭高・三井建設共同企業体
 電気設備工事: ミナト・大藤・大宮・日の丸建設共同企業体
 給水・衛生・空調・ガス設備工事: 第一工業株式会社
 昇降機: 日本エレベーター製造株式会社

■設備概要

- 電気設備 高圧受電: 契約電力220kW(デマンド契約)
 予備電源: 発電機 90KVA
 電灯: 非常用照明
 防災: 自火報、非常放送、誘導灯、自動閉鎖(防火戸)
 弱電: 時計、インターホン、テレビ共同受信、ガス漏れ警報防犯(熱線センサー)、ITV、非常呼出
- 給排水設備 給水: 量水器口径75mmにて引込直圧式
 排水: 汚水、雑排水とも直接下水本管に放流
- 防災設備 屋内消火栓、ハロンガス消化設備(展示室、収蔵庫)
- ガス設備 都市ガス
- 空調設備 方式: 収蔵庫、展示室、ホール、回廊/単一ダクト方式
 管理諸室/ファンコイルユニット、パッケージエアコン
 冷暖房方式・熱源/ガス吸収式温水発生器、100RT、空冷ヒートポンプ式チリングユニット
 空気調和器: エアハンドリングユニット 6台
 ファンコイルユニット 18台
 カセットパッケージ 15台
 (各種フィルター)
- 昇降機設備 乗用11人(速度45m/min)油圧式(身体障害者対応)

X. 神戸市立小磯記念美術館協議会・組織

美術館協議会

会長 熊田司 関西学院大学講師 元和歌山県立近代美術館館長

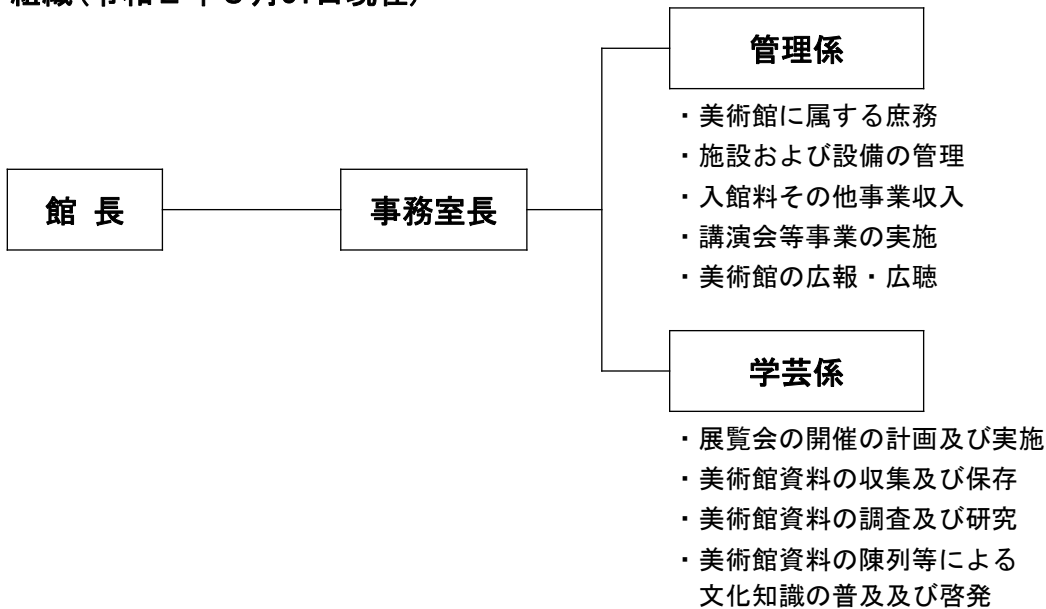
委員 岡田修平 兵庫県造形教育連盟会長
加藤巡一 神戸市青少年育成協議会委員
玉森たりほ 神戸市婦人団体協議会理事
増野俊則 元神戸新聞社論説委員
山脇佐江子 独立行政法人国立美術館幹事
山田莉緒 甲南大学文学部日本語日本文化科
(順不同)

●第25回美術館協議会

議題

令和元年8月27日(火) 開催
(於 神戸市立小磯記念美術館 会議室)
(1) 美術館の運営状況について
神戸市立小磯記念美術館
神戸ゆかりの美術館
(2) その他

組織(令和2年3月31日現在)



職員(平成31(令和元年)4月1日～令和2年3月31日)

館長 岡泰正

事務室長 荒木武文

●管理係

管理係長 中村晋輔
山下悟
小倉伸一郎

●学芸係

学芸係長 廣田生馬
指導主事 水田美保
学芸員 高橋佳苗
学芸員 多田羅珠希

神戸市立小磯記念美術館 年報 No. 26
〈平成31（令和元）年度〉

発行年月日 令和2年3月31日

編集・発行 神戸市立小磯記念美術館
〒658-0032
神戸市東灘区向洋町中5丁目7
Tel 078-857-5880
Fax 078-857-3737